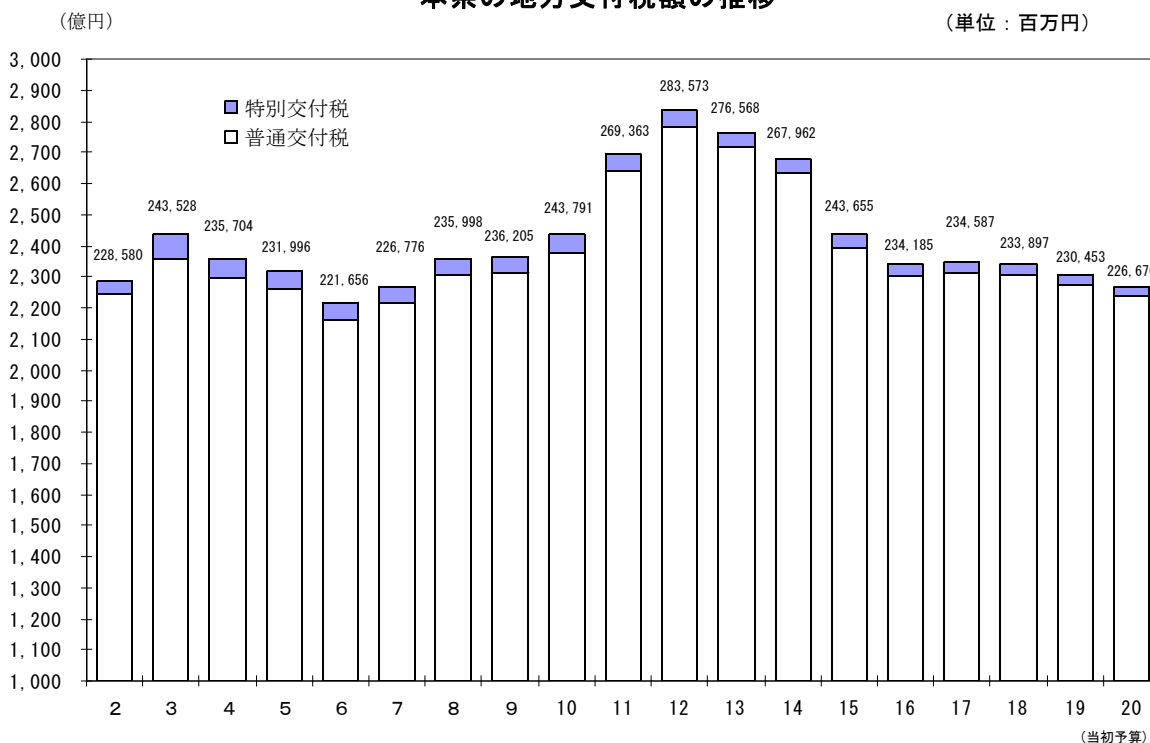


地方交付税

県及び市町村は、住民生活に直結する広範な分野にわたる行政サービスを提供していますが、これに要する税等の収入は各地方団体によって格差が生じております。このような不均衡を是正し、いかなる地方団体においても一定の行政水準が確保できるよう、その必要とする財源を全国的に調整し、保障しようとする制度が地方交付税制度です。すなわち、本来地方団体に振り向けられるべき税收の一部を国に留保し、各地方団体の財政需要と収入の状況に応じて配分・交付されるものが地方交付税です。なお、その総額は所得税及び酒税の32%、法人税の34%、消費税の29.5%と国のたばこ税の25%を加えたものと定められています。

- ▶**普通交付税** 各地方団体が標準的な行政を行うのに必要な財源を保障するため、合理的なルールによって算定した一般財源所要額（基準財政需要額）から同じく合理的なルールによって捕捉した税收額（基準財政収入額）を差し引いた財源不足額に対し交付されるものが普通交付税で、交付税額の94%にあたります。
- ▶**特別交付税** 残余の6%に相当するものが特別交付税で、一定のルールに基づいて算定される普通交付税では十分捕捉できない各地方団体の特殊事情から生じた財政需要に応じて配分されます。

本県の地方交付税額の推移



ポイント!

地方財政を支える地方交付税!

長引く景気低迷の中、地方自治体は財源不足の状態が続いており、この不足額を補てんするため、平成12年度までは国（交付税及び譲与税配付金特別会計）が借り入れを行い、地方交付税を増額して地方に配分してきましたが、国の借入残高が大きくなり過ぎたことなどから、平成13年度に、これまでの国が借り入れる方式から、地方自治体が自ら借金をして財源を調達する方式に切り替えられました。この借金の名称を臨時財政対策債と呼びます。（臨時財政対策債は後年度に地方交付税で100%措置されます。）

また、三位一体の改革（H16～18）により、地方交付税が全国で5.1兆円（本県306億円）削減され、財政運営が窮地に陥る状況が続きました。

平成20年度は、こういった地方の厳しい実態を強く国へ要望した結果、「地方と都市の共生」の考えの下に、地方税の偏在是正により生じる財源（平成20年度は臨時財政対策債により確保）を活用して地方の自主的・主体的な活性化施策に必要な特別枠が地方再生対策費として創設されました。

しかし、全国的には、「骨太方針2006」の歳出改革による地方交付税の圧縮方針が転換されたものではなく、地方交付税に財政運営の多くを頼らざるを得ない本県にとって、依然として厳しい状況に変わりはありません。

